

岐阜市特定給食施設等指導要綱

平成20年3月31日決裁

改正 平成23年4月 1日決裁

改正 令和2年3月25日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）に基づく特定給食施設等（法第20条第1項に規定する特定給食施設（以下「特定給食施設」という。）及び第3条に規定するその他の給食施設をいう。）を的確に把握し、法及び健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号）並びに岐阜市健康増進法施行細則（平成20年岐阜市規則第32号。以下「細則」という。）（以下これらを「法令等」という。）による特定給食施設等の設置者に対する適切な指導（以下「指導」という。）を実施することにより、特定給食施設等が食環境の整備及び栄養教育の発信の場として食生活改善の一翼を担い、喫食者の栄養管理に努めるとともに、市民の栄養状態の改善及び健康増進の維持向上を図るため、法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(実施担当者)

第2条 指導の実施に係る業務を行う者は、法第19条に規定する栄養指導員（以下「栄養指導員」という。）とする。

(指導対象施設)

第3条 指導の対象となる施設は、特定給食施設及び特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要な施設であって、1回20食以上100食未満又は1日50食以上250食未満の食事を供給するもの（以下「その他の給食施設」という。）とする。

(指導対象施設の把握)

第4条 保健所長は、法第20条及び細則第2条の規定による届出により特定給食施設の事業の開始、変更、休止等の状況について把握する。

2 その他の給食施設の設置者は、その事業を開始したとき、又はその事業の内容を変更し、休止し、若しくは廃止したときは、その事実が発生した日から1月以内に保健所長に届け出るものとする。この場合において、細則第2条の規定を準用するものとする。

(栄養管理状況の把握、指導等)

第5条 保健所長は、特定給食施設に対し、毎年11月中に実施した給食について、翌月末日までに法第24条第1項及び細則第4条の規定による報告を求め、法第22条の規定により適切な栄養管理のための指導を行うものとする。

2 保健所長は、その他の給食施設に対し、毎年11月中に実施した給食について、翌月末日までに報告を求め、適切な栄養管理のための指導を行うものとする。この場合において、報告は、細則様式第6号を準用して行うものとする。

(特定給食施設等台帳の整備)

第6条 保健所長は、第4条に規定する届出に基づき、特定給食施設等台帳（様式第1号）を整備するものとする。

（指導計画）

第7条 栄養指導員は、指導に当たっては、次に掲げる事項に留意し、年間及び月間の指導計画書を作成し、計画的に指導を実施するものとする。

- (1) 栄養管理上指導の必要性の高い特定給食施設等に対して重点的に行うこと。
- (2) 計画的な個別指導を行うとともに、必要に応じて集団指導を行うこと。

（管理栄養士の配置の勧告）

第8条 保健所長は、法第23条第1項の規定により管理栄養士の配置の勧告を行う場合は、管理栄養士配置計画書（様式第2号）を書面で求めるものとする。

（特定給食施設等の指導）

第9条 栄養指導員は、書面による指導を要すると認めるとき又は相手から求められたときは、特定給食施設等栄養指導票（様式第3号）によるものとする。

2 前項の規定による指導を受けた特定給食施設等は、当該指導事項に係る改善結果について報告をするものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。